

平成27年度第1回小牧市廃棄物減量等推進審議会会議録

日時：平成27年5月19日（火）9時00分～9時40分

場所：小牧市役所 本庁舎3階 301会議室

【出席委員】

山本 和彦、松永 幸男、中村 康信、栗本 誠、落合 勝之、
伊藤 和俊、亀井 道代、北出 恵子、上坂 敏夫、鈴木 淑博、
芳村 暢昭、石田 知早人、五藤 隆夫、河村 典久、住田 邦久、
辻 勝哉、馬場 容子、貝 隆

（18名）

【欠席委員】

川渕 義隆、伊藤 弘孝

（2名）

【事務局】

松岡市民生活部長、廣畑市民生活部次長、川尻廃棄物対策課長、服部リサイクルプラザ所長、藤田係長、余語係長、渡邊主任、竹村主事

内 容

川尻課長

本日は、お忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。
私は本日の進行を務めます、廃棄物対策課課長の川尻です。よろしくお願ひします。

それでは、今年度より委員になられた方をご紹介させていただきます。

区長会代表者として、小牧南地区会長 山本和彦様、小牧地区会長 松永幸男様、巾下地区会長 中村康信様、北里地区会長 伊藤和俊様、各種団体代表者として小牧市女性の会より亀井道代様、尾張中央農業協同組合より石田知早人様の6名です。

他の委員の方々のご紹介もさせていただきたいところですが、時間の都合上、名簿でご確認いただくことでご紹介に代えさせていただきたいと思ひます。

新しく委員になりました方々の委嘱状には、机の上の封筒の中に入れてありますのでよろしくお願ひしま

	<p>す。 なお、川渕委員、伊藤弘孝委員につきましては、本日欠席のご連絡を受けておりますのでご報告させていただきます。</p> <p>続いて、事務局の紹介をさせていただきますが、本年度より市民生活部長が異動に伴い変更になりましたので、職員の紹介の前にごあいさつ申し上げます。</p>
松岡部長	<p>～ あいさつ ～</p>
川尻課長	<p>それでは引き続き、事務局の紹介をさせていただきます。</p> <p>～ 事務局自己紹介 ～</p>
川尻課長	<p>それでは、平成27年度第1回小牧市廃棄物減量等推進審議会に移ります。</p> <p>会の開催に先立ちまして、市民憲章の唱和を行います。委員の皆様はご起立ください。</p> <p>本日お配りしました次第に市民憲章を掲載しておりますので、こちらをご覧ください、私が先導させていただきますので、続いてご唱和をお願いします。</p> <p>～ 市民憲章唱和 ～</p>
川尻課長	<p>ご着席ください。それではこれより平成27年度第1回目の小牧市廃棄物減量等推進審議会を始めます。</p> <p>なお、この会議及び議事録は、公開となりますのでご承知おき下さい。</p> <p>それでは最初に落合会長にごあいさつをいただきます。</p>
落合会長	<p>～ あいさつ ～</p>
川尻課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>新しく委員となられた方もいらっしゃるため、事務局から次第3の小牧市廃棄物減量等推進審議会について</p>

藤田係長	<p>ご説明します。</p> <p>それでは次第3小牧市廃棄物減量等推進審議会についてご説明します。</p> <p>資料の2ページから5ページをご覧ください。</p> <p>この審議会は、2ページの資料1-1にありますように小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例第6条の規定に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項を調査審議するために設置されたものです。任期は、3ページの資料1-2の規則第3条第2項のとおり2年です。現委員の皆様方につきましては、今年度末までが任期となります。</p> <p>また、当審議会の審議事項としては、4ページの資料1-3の廃棄物減量等推進審議会運営要綱の第2条にあります、(1)一般廃棄物処理計画に基づく実施計画等の推進に関すること、(2)廃棄物の減量、再利用等の推進等に関すること、(3)その他市長が必要と認める事項の3項目ですので、これらについて、年間3回ほどご審議いただきます。それぞれの審議内容は、後ほど、次第5その他の「平成27年度小牧市廃棄物減量等推進審議会開催日程について」の中でご説明します。</p> <p>以上で当審議会についての説明を終わります。</p>
川尻課長	<p>それでは、次第4の議事に入りたいと思いますが、議事の進行については、「小牧市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理に関する規則」第4条第2項の規定に基づき、落合会長にお願いします。よろしくお願いします。</p>
落合会長	<p>それでは次第により、議事(1)「小牧市廃棄物減量等推進審議会副会長の選任について」事務局の説明を求めます。</p>
藤田係長	<p>議事(1)「小牧市廃棄物減量等推進審議会副会長の選任について」ご説明します。規則第4条第1項では、「審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める」となっています。この度、副会長の野畑様が退会されたことに伴い互選いただくものです。例年、委員の皆様方よりご推薦いただいておりますの</p>

	で、今回も同様をお願いできればと思います。よろしく お願いいたします。
落合会長	推薦がある方はいらっしゃいますか。
馬場委員	五藤委員を副会長に推薦したいと思いますがいかが でしょうか。
落合会長	他に推薦はございませんか。 ～ 意見なし ～
落合会長	それでは、五藤委員を副会長に選任したいと思いま すが、いかがでしょうか。 ～ 異議なし ～
落合会長	異議なしということですので、当審議会の副会長には 五藤委員が選任されました。副会長は前の席へお願い します。
五藤副会長	～ 着席 ～ それではただいま就任されました五藤副会長にごあ いさつをいただきたいと思います。五藤副会長、お願い します。
五藤副会長	～ あいさつ ～
落合会長	ありがとうございました。 それでは次第により、議事（２）「小牧市ごみ処理基 本計画に掲げる目標の達成状況について」、事務局の説 明を求めます。
竹村主事	それでは、ご説明します。 まず、昨年度、皆様にご審議、答申をいただきました ごみ処理基本計画の成果品を事前に郵送しております。 今年度より新しい委員の方もいらっしゃいますので、本

計画について簡単にご説明します。

平成22年作成の旧計画より「資源循環型社会の構築」という基本理念を踏襲しつつ、基本方針については第6次小牧市総合計画との整合を図るとともに、市民、事業者、行政の三者による3R施策の推進について重点的に取り組む構成としました。家庭系ごみの目標値は今年の7月から始まる剪定枝の拠点回収や雑がみの分別の徹底により、旧計画よりさらに20g減らしました。再資源化率は、剪定枝の資源化や、焼却灰のスラグ化により大幅に向上させることとし、県内平均である22.7%を大きく上回る県内の市では最高の37%とする計画としています。

それでは、議事2「小牧市ごみ処理基本計画に掲げる目標の達成状況について」ご説明します。なお、平成26年度までは平成22年3月作成の小牧市ごみ処理基本計画の範囲となるため、以降説明します目標値などは旧計画のものとなります。

来年度の審議会より、新計画に沿ったご報告をいたします。

それでは6ページ資料2-1をご覧ください。再資源化目標について説明します。平成26年度の目標値に対して、「家庭系ごみ一人1日あたりの排出量」「事業系ごみ」いずれも目標値を達成している実績値となっています。「再資源化率」につきましては、資料が出揃っていないため、数値が固まり次第、ご報告します。

続いて資料2-2をご覧ください。平成26年度の資源・ごみの排出量の傾向としては、資源・ごみ量ともに減少傾向にあります。

ごみ量を見ると、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみの合計値は約24,720tと昨年より252tほど減少しています。

燃やすごみ・燃やさないごみ排出量は昨年度と比べ減少しました。これは、市による分別の啓発活動に伴い、資源・ごみの分別方法が定着してきたことが考えられます。粗大ごみ量が増加した理由については、H23年度から増加傾向にあり、直接持ち込み量及び戸別収集分と

もに微増してはいますが、特殊な事情があったとは考えにくく、粗大ごみの排出機会が増えたためであり、今後はほぼ同じ数値で推移していくと考えられます。

次に資源の排出量ですが、総排出量が約7,896 tで前年より584 tほど減少しています。古紙類の全ての品目の排出量、特に新聞の排出量では約242 t、雑誌排出量は約119 t減少しています。これは、新聞店回収や、市が推進している民間による古紙コンテナ回収が定着し、行政回収以外の排出機会を利用する世帯が増加したためだと考えられます。

事業系ごみについては約12,644 tであり、昨年度より535 tほど増加しています。事業系ごみの増加要因としては、景気回復に伴い、事業活動が活性化したことが考えられます。

事業系資源については約2,751 tで、昨年より4 tほど減少しています。事業系資源の減少要因については、一部の排出事業者において、資源化可能な剪定枝を分別することなく環境センターへ持ち込んでいたことが一つの要因と考えられます。この結果を受け、排出事業者に対して分別を徹底し、資源化するよう指導を行いました。この分を除けば、事業系資源は増加傾向にあるといえます。

6 ページの資料 2 - 1 に戻ってください。取り組みについてご説明します。表中には個々の取り組みの進捗状況と、各目標の新計画への継続状況について記載しています。

個々の事業が多くありますので、平成25年度と平成26年度で取り組み状況に違いがあったものを中心にご説明します。

平成22年作成のごみ処理基本計画の51ページにあります「ごみ減量化アイデアコンテストの実施」ですが、平成24年度に審議会の審議の結果、廃止となっております。

続いて52ページ2の「エコ・リサイクル推進事業所認定制度の導入」については、事業系廃棄物の排出抑制

を喚起するという内容ですが、認定を受ける事業所のメリットや事業系ごみの排出抑制効果などに課題が多いため、廃止としました。事業系ごみの排出抑制につきましては、市からの積極的な情報発信や、事業所への訪問指導などを通して行います。

続いて、同じく52ページの「食品リサイクル法に基づく食品廃棄物の減量、再資源化に向けた事業者への働きかけ」及び55ページの「事業者による発生抑制・再資源化の促進」について、小牧岩倉エコルセンターへ再資源化できる事業系一般廃棄物の持込について、案内を実施しています。シルバー人材センターの剪定枝の持込など、今後は市外の再資源化施設へと持ち込まれます。従いまして、○→◎に変更しました。

同じく55ページの「事業系ごみリサイクルガイドラインの設定」については、多種多様な営業形態を持つ企業が多く営業している中で、統一的なりサイクルガイドラインを設定することが難しいため廃止としました。

57ページの「共同住宅管理者への指導」について、平成25年度に指導要綱を制定したところですが、お地元の負担軽減となるよう、現在20戸以上の共同住宅が集積場を設置しなければならないとなっているところを、規則改正を行い、6戸以上となるよう準備を進めております。また、より踏み込んだ指導が行えるよう条例の制定についても検討を進めております。

最後に62ページの「リサイクル施設の整備」については、平成26年7月よりリサイクルプラザ内に第2資源回収ステーションを設置し、平成26年7月より家庭用パソコン及び携帯電話の拠点回収を第1資源回収ステーションに新設しました。

以上で説明を終わります。

落合会長

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

<p>落合会長</p>	<p>～ 意見無し ～</p> <p>それではご意見・ご質問もないようですので、(2)の「小牧市ごみ処理基本計画に掲げる目標の達成状況について」は、原案どおりとします。</p> <p>続きまして、次第5のその他について事務局の説明を求めます。</p>
<p>竹村主事</p>	<p>それでは、次第5のその他について(1)「平成27年度小牧市廃棄物減量等推進審議会開催日程について」から順に説明致します。</p> <p>それでは「平成27年度の廃棄物減量等推進審議会開催日程について」ご説明します。9ページの資料3をご覧ください。</p> <p>第1回目の審議会は、本日です。議事内容としましては、次第のとおりです。また、当審議会終了後、10時より先進地視察として小牧岩倉エコルセンター、小牧市クリーンセンターの見学を予定しております。</p> <p>第2回目は8月ごろを予定しています。審議内容としては、平成28年度一般廃棄物処理実施計画(案)についてです。一般廃棄物処理実施計画については、この後、次第5その他(2)平成27年度小牧市一般廃棄物処理実施計画においてご説明します。</p> <p>第3回目は年明け2月ごろを予定しており、8月と同様、「平成28年度一般廃棄物処理実施計画(案)について」と、「資源回収貢献団体及びごみ集積場管理功績団体の選考について」の二点です。資源回収貢献団体とは、本市が実施している資源回収団体に対する奨励金の交付事業に関して本市が目指す目標に対して大いに貢献していると判断できる団体であり、ごみ集積場管理功績団体とは、本市内の128の行政区のうち、ごみ集積場の管理状態が優れていると判断できる行政区の事です。それぞれに該当する団体をご審議いただき、毎年3月に開催する資源回収団体連絡会議の冒頭において感謝状贈呈式を行うものです。</p>

続いて、次第の5その他(2)の「一般廃棄物処理実施計画について」ですが、10ページの資料4をご覧ください。一般廃棄物処理実施計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条、及び小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例第19条で規定されている、市域内の一般廃棄物の処理に関することを定めた計画です。今回、資料として提示したものは、昨年度、当審議会でご審議いただき作成した今年度の計画です。

昨年度との大きな変更点としましては4点ございます。1点目として、10ページの「4の(1)家庭系ごみのイ破碎ごみ」についてですが、平成27年4月より小牧岩倉エコルセンターの新施設の稼働にともない、燃やさないごみの名称を「破碎ごみ」に変更しました。

2点目として、11ページの「(オ)危険ごみ」についてですが、近年、ごみ処理施設やパッカー車などでスプレー缶やカセットボンベなどが原因である爆発火災事故が多発していたため、「危険ごみ」を新設しました。

また、3点目として同じく11ページの「(サ)剪定枝類」についてですが、今年度の7月より「剪定枝類」が新設されます。こちらにつきましては、「次第5その他(3)剪定枝の拠点回収について」と併せてご説明いたします。18ページの資料5をご覧ください。拠点回収場所の設置目的としては、更なるごみの減量化を図るため、また、ごみ処理施設である熔融炉の負担軽減のため、第2資源回ステーションに資源として排出できる拠点回収場所を開設します。ここに排出された剪定枝類は資源として業者へ引き渡し、燃料・肥料チップとして再資源化されます。拠点回収場所まで持ち込むことができないなどの場合は、これまでどおり燃やすごみとして排出することも可能です。

対象となる品目は、枝、幹、根、草、葉、竹などです。

対象外となる品目は、事業活動を伴って発生した剪定枝類です。また、加工された木材に関しても対象外です。各小中学校や、区の大掃除などから発生する剪定枝類はお持ちいただけます。

開設日は、第2資源回ステーションの開設日と同じ1/1から1/3と指定日を除く土曜、日曜の8:30から17:00です。

	<p>回収料金は無料です。</p> <p>持ち込み方法にはご自身でお持込いただく必要があります。枝の長さ、太さに制限はございません。また、紐で縛ったり、袋に入れずにお持込ください。紐や袋が再資源化の妨げとなります。</p> <p>持込の受付時には身分証明書を提示の上、受付を行う予定です。</p> <p>4点目としましては。16ページ「7の(2)排出禁止物」について、これまで市で適切に処理をすることができなかった、スプリングマットレス、オイルヒーター、FRP製品を市で処理するようになりました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
落合委員	<p>「剪定枝」について、読み方は「せんていえだ」なのか「せんていし」なのかどちらですか。</p>
藤田係長	<p>特に読み方に決まりはありません。</p> <p>事務局内では「せんていし」と読んでおり、説明を行う際、わかりやすく「せんていえだ」と読むこともあります。</p>
落合会長	<p>持ち込み場所はどれくらいの大きさですか。</p>
藤田係長	<p>200m²の借り置場を整備中です。</p>
鈴木委員	<p>袋や縄は再資源化できないとの事だが、わら縄で縛るのはどうですか。</p>
川尻課長	<p>わら縄はほとんどの家庭で持っていないと考えられ、想定していません。</p> <p>持ち込み時に剪定枝を袋にいれてある場合は袋から出して借り置場におき、袋は持ち帰っていただきます。</p> <p>同様の拠点回収を行っている大口町では、事業系剪定枝の持込が多いとの事であるため、本市では受付時に身分証明書の提示を求めるなど、事業系剪定枝に対策を講じます。</p>

松永委員	剪定枝の拠点回収が始まる事を今回、初めて知りました。どのように周知を行っていますか。
渡邊主査	平成27年度4月1日号広報こまきと一緒に配布を行った「資源・ごみのわけ方と出し方」の中で説明しています。また、平成27年度6月15日号広報こまきにも7月より拠点回収が始まる旨の記事を掲載します。
貝委員	拠点回収場所への剪定枝の持ち込みはサイズに制限がないとの事ですが、幹など巨大なものが持ち込まれても大丈夫でしょうか。
川尻課長	個人が持ちこむ場合、巨大なものは運ぶことができないと考えられます。また、業者に聞き取りを行ったところ処理を行うのにサイズ制限はないと確認しています。
上坂委員	持込時のルールなどを記載した啓発看板を現地に掲示してはどうですか。
渡邊主査	注意喚起の看板は製作中です。また、排出場所には常時シルバー人材センターの職員を配置し、随時案内を行う予定です。
北出委員	チップ化したものはどのように再利用されますか。
渡邊主査	引き取り業者が決まっていないため、具体的な資源化ルートは不明です。また、チップ化したものを市民に配布する予定はありません。
五藤副会長	庭師が排出する枝類も持ち込めますか。
渡邊主査	庭師が排出する剪定枝は事業系であるため、持ち込めません。これについては本市に市町村間協議を出してもらい、市外の再生事業者を持ち込んでもらうよう案内していきます。小牧岩倉エコルセンターに持ち込まれた場合も同様に再資源化するよう案内を行います。
落合会長	ご意見・ご質問もないようですので、以上をもちまし

	<p>て、平成27年度第1回小牧市廃棄物減量等推進審議会を終了します。</p> <p>慎重にご審議いただきましてありがとうございました。</p>
--	--